

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則八―一八（採用試験）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年十二月十八日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則八―一八―二八

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
(採用試験の種類)ごとの名称	(採用試験の種類)ごとの名称

第三条 (略)

2 (略)

3 専門職試験（法第四十五条の二第二項第三号に規定する専門職試験をいう。以下同じ。）で
ある採用試験の種類ごとの名称は、次の各号に掲げる当該採用試験の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。

一～三 (略)

四 対象官職等政令第一条第二項第三号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第二号に規定する者に対して行う採用

試験 法務省専門職員（人間科学）採用試験

五 対象官職等政令第一条第二項第四号に規定

第三条 (略)

2 (略)

3 専門職試験（法第四十五条の二第二項第三号に規定する専門職試験をいう。以下同じ。）で
ある採用試験の種類ごとの名称は、次の各号に掲げる当該採用試験の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。

一～三 (略)

四 対象官職等政令第一条第二項第三号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第三号に規定する者に対して行う採用

試験 入国警備官採用試験

五 対象官職等政令第一条第二項第四号に規定

する官職を対象とし、対象官職等政令第二条
第三項第三号に規定する者に対して行う採用
試験 入国警備官採用試験

六〇十四 (略)

十五 対象官職等政令第一条第二項第十三号に
規定する官職を対象とし、対象官職等政令第
二条第三項第二号に規定する者に対して行う
採用試験 海上保安官採用試験

十六 対象官職等政令第一条第二項第十四号に
規定する官職を対象とし、対象官職等政令第
二条第三項第三号に規定する者に対して行う
採用試験 海上保安大学校学生採用試験

十七 対象官職等政令第一条第二項第十五号に

する官職を対象とし、対象官職等政令第二条
第三項第二号に規定する者に対して行う採用
試験 法務省専門職員(人間科学)採用試験

六〇十四 (略)

(新設)

十五 対象官職等政令第一条第二項第十三号に
規定する官職を対象とし、対象官職等政令第
二条第三項第三号に規定する者に対して行う
採用試験 海上保安大学校学生採用試験

十六 対象官職等政令第一条第二項第十四号に

規定する官職を対象とし、対象官職等政令第
二条第三項第三号に規定する者に対して行う
採用試験 海上保安学校学生採用試験

4
(略)

(採用試験の区分)

第四条 前条第一項及び第二項並びに第三項第二
号から第五号まで、第十一号、第十三号及び第
十七号に掲げる採用試験は、別表第一の区分試
験欄に掲げる採用試験に区分する。

2・3
(略)

別表第一 区分試験及び区分試験の対象となる官
職(第四条関係)

採用試験の
区分試験

区分試験の対象と

規定する官職を対象とし、対象官職等政令第
二条第三項第三号に規定する者に対して行う
採用試験 海上保安学校学生採用試験

4
(略)

(採用試験の区分)

第四条 前条第一項及び第二項並びに第三項第二
号から第五号まで、第十一号、第十三号及び第
十六号に掲げる採用試験は、別表第一の区分試
験欄に掲げる採用試験に区分する。

2・3
(略)

別表第一 区分試験及び区分試験の対象となる官
職(第四条関係)

採用試験の
区分試験

区分試験の対象と

種類ごとの 名称	(略)	法務省専門 職員（人間 科学）採用 試験
	(略)	矯正心理専門 職 A
なる官職	(略)	一 対象官職等政 令第一条第二項 第三号に規定す る官職のうち、 主として少年鑑 別所における鑑 別及び刑事施設 における男子の 受刑者の資質の 調査に関する業

種類ごとの 名称	(略)	入国警備官 採用試験 試験
	(略)	警備官 警備官 職 A
なる官職	(略)	一 対象官職等政 令第一条第二項 第四号に規定す る官職のうち、 主として少年鑑 別所における鑑 別及び刑事施設

	<p>職 B</p> <p>矯正心理専門</p>
<p>務に従事すること を職務とする 官職</p>	<p>二 対象官職等政 令第一条第二項 第三号に規定す る官職のうち、 主として少年鑑 別所における鑑 別及び刑事施設 における女子の 受刑者の資質の 調査に関する業</p>

	<p>職 B</p> <p>矯正心理専門</p>
<p>における男子の 受刑者の資質の 調査に関する業 務に従事するこ とを職務とする 官職</p>	<p>二 対象官職等政 令第一条第二項 第四号に規定す る官職のうち、 主として少年鑑 別所における鑑 別及び刑事施設</p>

	法務教官 A	法務教官 A (社会人)
<p>務に従事するこ とを職務とする 官職</p>	<p>三 対象官職等政 令第一条第二項</p>	<p>第三号に規定す る官職のうち、 主として少年院 における男子の 在院者の矯正教 育その他の処遇 、少年鑑別所に おける在所者の</p>

	法務教官 A	法務教官 A (社会人)
<p>における女子の 受刑者の資質の 調査に関する業 務に従事するこ とを職務とする 官職</p>	<p>三 対象官職等政 令第一条第二項</p>	<p>第四号に規定す る官職のうち、 主として少年院 における男子の 在院者の矯正教</p>

法務教官 B (社会人)	法務教官 B	
主として少年院 する官職のうち、 第三号に規定す る官職のうち、	四 対象官職等政 令第一条第二項	観護処遇並びに 刑事施設におけ る男子の受刑者 の改善指導及び 教科指導に關す る業務に従事す ることを職務と する官職

法務教官 B ()	法務教官 B	
令第一条第二項	四 対象官職等政	育その他の処遇 、少年鑑別所に おける在所者の 観護処遇並びに 刑事施設におけ る男子の受刑者 の改善指導及び 教科指導に關す る業務に従事す ることを職務と する官職

における女子の
在院者の矯正教
育その他の処遇
、少年鑑別所に
おける在所者の
観護処遇並びに
刑事施設におけ
る女子の受刑者
の改善指導及び
教科指導に関す
る業務に従事す
ることを職務と
する官職

社会人)

第四号に規定す
る官職のうち、
主として少年院
における女子の
在院者の矯正教
育その他の処遇
、少年鑑別所に
おける在所者の
観護処遇並びに
刑事施設におけ
る女子の受刑者
の改善指導及び
教科指導に関す

保護観察官

五 対象官職等政

令第一条第二項
第三号に規定す
る官職のうち、
主として保護観
察、調査、生活
環境の調整その
他犯罪をした者
及び非行のある
少年の更生保護
並びに犯罪の予
防に関する業務
に従事すること

保護観察官

五 対象官職等政

る業務に従事す
ることを職務と
する官職
令第一条第二項
第四号に規定す
る官職のうち、
主として保護観
察、調査、生活
環境の調整その
他犯罪をした者
及び非行のある
少年の更生保護

試験	海上保安学 校学生採用 テム課程	(略)	入国警備官 採用試験		
		(略)	警備官 警備官 (社会 人)		
STEM課程学生 本科船舶運航シ 、海上保安学校 する官職のうち 第十五号に規定	令第一条第二項	(略)	第一条第二項第四 号に規定する官職	対象官職等政令	を職務とする官 職

試験	海上保安学 校学生採用 テム課程	(略)			
		(略)			
STEM課程学生 本科船舶運航シ 、海上保安学校 する官職のうち 第十四号に規定	令第一条第二項	(略)	職	を職務とする官	並びに犯罪の予 防に関する業務 に従事すること

	航空課程	情報システム 課程
の官職	二 対象官職等政 令第一条第二項 第十五号に規定 する官職のうち 、海上保安学校 本科航空課程学 生の官職	三 対象官職等政 令第一条第二項 第十五号に規定 する官職のうち 、海上保安学校

	航空課程	情報システム 課程
の官職	二 対象官職等政 令第一条第二項 第十四号に規定 する官職のうち 、海上保安学校 本科航空課程学 生の官職	三 対象官職等政 令第一条第二項 第十四号に規定 する官職のうち 、海上保安学校

海洋科学課程	管制課程	
五 対象官職等政 令第一条第二項 第十五号に規定	四 対象官職等政 令第一条第二項 第十五号に規定 する官職のうち 、海上保安学校 本科管制課程学 生の官職	本科情報システ ム課程学生の官 職

海洋科学課程	管制課程	
五 対象官職等政 令第一条第二項 第十四号に規定	四 対象官職等政 令第一条第二項 第十四号に規定 する官職のうち 、海上保安学校 本科管制課程学 生の官職	本科情報システ ム課程学生の官 職

別表第二 採用試験の試験種目（第六条関係）

採用試験の種類ごとの名称	(略)	法務省専門 職員（人間 科学）採用 試験
区分試験	(略)	矯正心理専門 職A 職B
試験種目	(略)	基礎能力試験、 専門試験（多肢選 択式）、専門試験 （記述式）、人物

する官職のうち 、海上保安学校 本科海洋科学課 程学生の官職

別表第二 採用試験の試験種目（第六条関係）

採用試験の種類ごとの名称	(略)	入国警備官 採用試験
区分試験	(略)	全ての区分試 験
試験種目	(略)	基礎能力試験、 作文試験、人物試 験、身体検査、身 体測定及び体力検

する官職のうち 、海上保安学校 本科海洋科学課 程学生の官職

採用試験	海上保安官		気象大学校 学生採用試験	(略)	
				(略)	
物試験、身体検査	課題論文試験、人物試験、基礎能力試験、 び身体検査	試験、人物試験及び 基礎能力試験、 作文 (記述式)、 択式)、学科試験	学科試験(多肢選 択式)、学科試験	(略)	験、身体検査、身 体測定及び体力検 査

			気象大学校 学生採用試験	(略)	
				(略)	
	び身体検査	試験、人物試験及び 基礎能力試験、 作文 (記述式)、 択式)、学科試験	学科試験(多肢選 択式)、学科試験	(略)	択式)、専門試験 (記述式)及び人 物試験

試験	法務省専門 職員（人間 科学）採用	矯正心理専門 職 A	一次に掲げる者	イ 試験年度の 四月一日にお ける年齢が二 十一歳以上三	別表第三 採用試験の受験資格（第八条関係）	、身体測定及び体 力検査
	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)		

採用試験	入国警備官 採用試験	警備官	一次に掲げる者	イ 試験年度の 四月一日にお いて高等学校 又は中等教育	別表第三 採用試験の受験資格（第八条関係）	
	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)		

十歳未満の男
子
ロ 試験年度の
四月一日にお
ける年齢が二
十一歳未満の
男子で次に掲
げるもの
(1) 大学を卒
業した者及
び試験年度
の三月まで
に大学を卒

学校を卒業し
た日の翌日か
ら起算して五
年を経過して
いない者及び
試験年度の三
月までに高等
学校又は中等
教育学校を卒
業する見込み
の者
ロ 人事院がイ
に掲げる者に

	職 B 矯正心理専門
業する見込みの者 (2) 人事院が (1)に掲げる 者と同等の 資格がある と認める者	二次に掲げる者 イ 試験年度の 四月一日にお ける年齢が二 十一歳以上三 十歳未満の女

法務省専門	
矯正心理専門	警備官（社会 人）
一次に掲げる者	準ずると認め る者 二月一日における 年齢が四十歳未 満の者（前号イ に規定する期間 が経過した者及 び人事院が当該 者に準ずると認 める者に限る。 ）

子

ロ 試験年度の

四月一日にお

ける年齢が二

十一歳未満の

女子で次に掲

げるもの

(1) 大学を卒

業した者及

び試験年度

の三月まで

に大学を卒

業する見込

職員（人間職A

科学）採用

試験

イ 試験年度の

四月一日にお

ける年齢が二

十一歳以上三

十歳未満の男

子

ロ 試験年度の

四月一日にお

ける年齢が二

十一歳未満の

男子で次に掲

げるもの

(1) 大学を卒

	法務教官 A
(2) 人事院が (1)に掲げる 者と同等の 資格がある と認める者 みの者	三 次に掲げる者 イ 試験年度の 四月一日にお ける年齢が二 十一歳以上三 十歳未満の男 子

	職 B 矯正心理専門
業した者及 び試験年度 の三月まで に大学を卒 業する見込 みの者 (2) 人事院が (1)に掲げる 者と同等の 資格がある と認める者	二 次に掲げる者 イ 試験年度の

ロ 試験年度の
四月一日にお
ける年齢が二
十一歳未満の
男子で次に掲
げるもの
(1) 大学を卒
業した者及
び試験年度
の三月まで
に大学を卒
業する見込
みの者並び

ロ 試験年度の
四月一日にお
ける年齢が二
十一歳以上三
十歳未満の女
子
(1) 大学を卒
業した者及
び試験年度
の三月まで
に大学を卒
業する見込
みの者並び

に人事院が
これらの者
と同等の資
格があると
認める者
(2) 短期大学又
は高等専門学
校を卒業した
者及び試験年
度の三月まで
に短期大学又
は高等専門学
校を卒業する

	法務教官 A
び試験年度 の三月まで に大学を卒 業する見込 みの者 (2) 人事院が (1)に掲げる 者と同等の 資格がある と認める者	三 次に掲げる者 イ 試験年度の 四月一日にお

	法務教官B
見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者	四 次に掲げる者 イ 試験年度の 四月一日にお ける年齢が二 十一歳以上三 十歳未満の女 子

ける年齢が二十一歳以上三十歳未満の男子	ロ 試験年度の 四月一日にお ける年齢が二 十一歳未満の 男子で次に掲 げるもの (1) 大学を卒 業した者及 び試験年度
---------------------	---

ロ 試験年度の
四月一日にお
ける年齢が二
十一歳未満の
女子で次に掲
げるもの
(1) 大学を卒
業した者及
び試験年度
の三月まで
に大学を卒
業する見込
みの者並び

の三月まで
に大学を卒
業する見込
みの者並び
に人事院が
これらの者
と同等の資
格があると
認める者
(2) 短期大学又
は高等専門学
校を卒業した
者及び試験年

に人事院が
これらの者
と同等の資
格があると
認める者
(2) 短期大学又
は高等専門学
校を卒業した
者及び試験年
度の三月まで
に短期大学又
は高等専門学
校を卒業する

	法務教官B
<p>度の三月まで に短期大学又 は高等専門学 校を卒業する 見込みの者並 びに人事院が これらの者と 同等の資格が あると認める 者</p>	<p>四 次に掲げる者 イ 試験年度の 四月一日にお</p>

	法務教官 A (五 社会人)
見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者	試験年度の四月一日における年齢が四十歳未満の男子(第三号イに規定する受験資格を有しなくなった者に)

ける年齢が二十歳未満の女子 ロ 試験年度の四月一日における年齢が二十歳未満の女子で次に掲げるもの (1) 大学を卒業した者及び試験年度	
---	--

	法務教官B（六 社会人）	保護観察官
限る。）	月一日における 年齢が四十歳未 満の女子（第四 号イに規定する 受験資格を有し なくなつた者に 限る。）	七次に掲げる者 イ 試験年度の 四月一日にお ける年齢が二

の三月まで
 に大学を卒
 業する見込
 みの者並び
 に人事院が
 これらの者
 と同等の資
 格があると
 認める者
 (2) 短期大学又
 は高等専門学
 校を卒業した
 者及び試験年

十一歳以上三
 十歳未満の者
 ロ 試験年度の
 四月一日にお
 ける年齢が二
 十一歳未満の
 者で次に掲げ
 るもの
 (1) 大学を卒
 業した者及
 び試験年度
 の三月まで
 に大学を卒

法務教官A（五 社会人）	
試験年度の四 月一日における 年齢が四十歳未	度の三月まで に短期大学又 は高等専門学 校を卒業する 見込みの者並 びに人事院が これらの者と 同等の資格が あると認める 者

業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験年度の三月までの三月まで

	<p>法務教官B（六 社会人）</p>
<p>満の男子（第三号イに規定する受験資格を有しなくなつた者に限る。）</p>	<p>六 試験年度の四月一日における年齢が四十歳未満の女子（第四号イに規定する受験資格を有しなくなつた者に限る。）</p>

採用試験	入国警備官
	警備官
イ 四月一日にお	<p>次に掲げる者</p> <p>一 次に掲げる者</p> <p>イ 試験年度の</p> <p>に短期大学 又は高等専 門学校を卒 業する見込 みの者並び に人事院が これらの者 と同等の資 格があると 認める者</p>

保護観察官

七 次に掲げる者

- イ 試験年度の
四月一日にお
ける年齢が二
十一歳以上三
十歳未満の者
- ロ 試験年度の
四月一日にお
ける年齢が二
十一歳未満の
者で次に掲げ
るもの
- (1) 大学を卒

いて高等学校
又は中等教育
学校を卒業し
た日の翌日か
ら起算して五
年を経過して
いない者及び
試験年度の三
月までに高等
学校又は中等
教育学校を卒
業する見込み
の者

業した者及
び試験年度
の三月まで
に大学を卒
業する見込
みの者並び
に人事院が
これらの者
と同等の資
格があると
認める者
(2) 短期大学
又は高等専

	警備官（社会人）
<p>ロ 人事院がイに掲げる者に準ずると認める者</p>	<p>二 試験年度の四月一日における年齢が四十歳未満の者（前号イに規定する期間が経過した者及び人事院が当該者に準ずると認める者に限る。</p>

門学校を卒業した者及び試験年度の三月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると

<p>気象大学校 学生採用試 験</p>	<p>(略)</p>	
	<p>(略)</p>	
<p>次に掲げる者 イ 試験年度の 四月一日にお いて高等学校 又は中等教育 学校を卒業し た日の翌日か ら起算して二 年を経過して いない者及び 試験年度の三</p>	<p>(略)</p>	<p>)</p>

<p>気象大学校 学生採用試 験</p>	<p>(略)</p>	
	<p>(略)</p>	
<p>次に掲げる者 イ 試験年度の 四月一日にお いて高等学校 又は中等教育 学校を卒業し た日の翌日か ら起算して二 年を経過して いない者及び 試験年度の三</p>	<p>(略)</p>	<p>認める者</p>

<p>採用試験 海上保安官</p>	
<p>試験年度の四月 一日における年齢 が三十歳未満の者</p>	<p>月までに高等 学校又は中等 教育学校を卒 業する見込み の者 ロ 人事院がイ に掲げる者と 同等の資格が あると認める 者</p>

	<p>月までに高等 学校又は中等 教育学校を卒 業する見込み の者 ロ 人事院がイ に掲げる者と 同等の資格が あると認める 者</p>

(略)	
(略)	
(略)	で次に掲げるもの イ 大学を卒業 した者及び試 験年度の三月 までに大学を 卒業する見込 みの者 ロ 人事院がイ に掲げる者と 同等の資格が あると認める 者

(略)	
(略)	
(略)	

海上保安学 校学生採用 試験	全ての区分試
----------------------	--------

次に掲げる者
イ 試験年度の
四月一日にお
いて高等学校
又は中等教育
学校を卒業し
た日の翌日か
ら起算して十
二年（採用試
験が同一年度
に二回行われ
る場合におけ
る初回の採用

海上保安学 校学生採用 試験	全ての区分試
----------------------	--------

次に掲げる者
イ 試験年度の
四月一日にお
いて高等学校
又は中等教育
学校を卒業し
た日の翌日か
ら起算して五
年（採用試験
が同一年度に
二回行われる
場合における
初回の採用試

試験については、十三年を経過していない者及び試験年度の三月（採用試験が同一年度に二回行われる場合における初回の採用試験については、九月）までに高等学校又は

試験については、六年を経過していない者及び試験年度の三月（採用試験が同一年度に二回行われる場合における初回の採用試験については、九月）までに高等学校又は中等

附 則

この規則は、令和二年一月一日から施行する。

中等教育学校 を卒業する見 込みの者	ロ (略)
教育学校を卒 業する見込み の者	ロ (略)